

公立大学法人長岡造形大学業務方法書（案）

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び公立大学法人長岡造形大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成26年長岡市規則第20号）第2条の規定に基づき、公立大学法人長岡造形大学（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

（業務委託の基準）

第3条 法人は、業務の効率的かつ効果的な運用に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

（委託契約）

第4条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

（競争入札その他契約に関する基本的な事項）

第5条 法人は、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法によるものとする。

（その他）

第6条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、長岡市長の認可の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。